

別表第三第一四項中「關稅率表」の下に「第三〇〇六・九一號及び」を加える。  
別表第三第一八項中「第四二〇五・〇〇號」を「第四二一〇五・〇〇號の二」  
別表第三第三項中「第四四〇九・一〇等の三の二」を「第四四〇九・一九号

一七 関税率表第四四〇九・一一号の一又は第四四二一・九〇号の一に掲げ  
る物品 ○六

別表第三第一九項中「第四四一一・一〇号」を「第四四一一・一〇号の」、第四四一一・九号」を「第四四一一・九号の」に改める。

第四一一・一〇号の、第四四一一・三一號、第四四一一・三二號及び第四四一一・三九號に改め。

「一〇四又は第四六〇一・一九四〇」に「第四六〇一・一〇四三」を「第四六〇一・一九四〇」に改め。別表第三三六項中「第五八〇三・九〇四〇」を「第五八〇三・〇〇四〇」に改め。

別表第三第四項中「第五ハ〇三、一〇四」を「第五ハ〇三、〇〇四」の「」に改める  
別表第三第四項を次のように改める。

別表第三第四八項中「第五六〇七・九〇号」を「第五六〇七・九〇号の二」に改める  
別表第三第五〇項中「第五七〇一・五一号」第五七〇二・五一号 第五七〇一・五九五七〇一・五〇号」に改める。

卷之三

別表第三第一項中「関税率表第六一〇九・一〇四の二に掲げる物品のうち  
別表第三第四項中「關稅率表第六一〇九・一〇四の二に掲げる物品のうち  
を削る。

を削る

別表第三第五二項中「第六」、「〇九・一〇即の」、「」を削る。  
別表第三第五四項中「關稅率表第六」、「〇九・一〇即の」に掲げる物品のつり  
附屬品を削る。  
別表第三第五八項中「、第六三〇一・五」、「」及び「、第六三〇一・九」、「」を削る。  
別表第三第七一項中「第七四〇七・一九即」を「第七四〇七・一九即の」に改める。  
別表第三第七七項中「、第八一一一・四〇即」を削る。  
別表第四第五項中「關稅率表第四三〇一」、「」に掲げる物品」を削る。  
別表第四第六項を次のよつて改める。

六 関税率表第四四一二・一〇号の一、第四四一二・三一号、第四四一二・三一号又は第四四一二・三九号に掲げる物品

別表第五第一項中  
関税率表第〇三〇四・一〇号の二に掲げる物品のうち  
バラクータ（かます科又はくろたちかます科のもの）、キングクリップ、  
及びさめ

まぐく（トウヌス属のもの）、かじき（まかじき科又はめかじき科のもの）  
びめる（ディソステイクス属のもの）以外のもの

（問）「九月の（）に於ける物品の（）が、何ですか？」  
（答）「九月の（）に於ける物品の（）が、何ですか？」

ヌス属のもの)及びかじき(まかじき科のもの)以外のもの  
第1-III〇一、一四号の一、第一-III〇一、一九号の一若しくは二の(三)のA

第一〇〇五・九〇部の(一)「若しくは(五)A」を「第一〇〇五・九〇部の(一)「若しくは(五)A」に改める。

第六〇・九四卯の三の丁」に改める。  
第四六〇一・二〇卯の一又は第四六〇一・九一卯の三の丁」を「第四六〇

第五一一〇・一一卯、「、第五一一〇・一一卯」及び「、第五一一〇・一一・一一卯、第五一一一・一一卯、第五一一一・二九卯」を「、第五一一〇・一一卯」又は「、第五一一〇・五〇卯」又は「、第五一一〇・五〇卯」、「、一九卯」又は「、二九卯」の如く表記する。

第五八〇三・九〇四の「の」を「第五八〇三・〇〇四の」に改め

、第六一〇九・一〇零の二の〔〕及び  
關稅率表第六一〇九・一〇零の  
附屬品以外のもの

ち  
を削る。

第六三〇三・一一四」を語る。

## 附則

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一條の規定並びに第五条中関税法目次の改正規定、同法第三十条の改正規定、同法第六十五条の改正規定、同法第六章中第六十七條の前に節名を付する改正規定、同法第六十七條の一

**第七十四条の改正規定** 同条の次に節名を付する改正規定  
**第七十五条の改正規定** 同法第七十五条の改正規定 同条の

定、同法第九条の二の改正規定、同法第一百一一条の改正規定、同法第一百三十二条の四の改正規定、同法第一百七十七条の改正規定、第一百九条「第一百八条の四」に改める部分及び「禁制品を輸入す